

## 警視庁公安部の朝鮮総連東京都本部などと

### 在日朝鮮人女性に対する強制捜査の不当性について

去る 11 月 27 日、警視庁公安部による朝鮮総連東京都本部などと在日朝鮮人女性（74・東京都世田谷区在住）に対する大々的な強制捜査が強行されました。

公安当局が行った強制捜査の発端は、この同胞女性が朝鮮民主主義人民共和国訪問の際に自らの病気治療と健康管理のため必要不可欠な医薬品（強力モリアミン S 点滴薬・栄養剤）を近所の医師から購入したことをとらえ、これを「薬事法」第 24 条第 1 項「医薬品無許可授与」と同法第 84 条第 5 号、同「教唆」容疑に当たるとしたことからです。

#### 1．病弱の同胞女性の栄養剤持参が違法行為になるのか？

公安当局が「薬事法違反容疑」で捜査しているこの同胞女性は、今年の 5 月 19 日から 30 日まで、新潟から出航する「マンガョンボン-92」号に乗って共和国を訪問しました。

彼女は数年前、甲状腺ガンと婦人病による大きな手術を数回受けており、過去にも祖国を訪問する際にはこの栄養剤を携行し、税関検査でこれまで一度も問題になったことはありませんでした。

彼女が今回、栄養剤 60 パック（1 パック 200ml）を持参しようとしたのは、以前に祖国訪問した際に体調を崩して入院し、2 ヶ月以上滞在せざるをえなくなった経験からであります。

高齢の彼女は、医師から薬を購入したことが罪になるとは思いもよらなかったといい、自分の体調を心配して人道的見地から医師も栄養剤を提供してくれたと話しています。

彼女は今回の祖国訪問に関わる手続きを、居住する朝鮮総連渋谷・世田谷支部を窓口にして総連東京都本部で行ない、さらに、荷物検査などの出国手続きのためこれまでどおり数日前に荷物を祖国訪問新潟出張所に送りました。

新潟税関当局の検査の際、税関職員は祖国訪問新潟出張所職員に対し、彼女の荷物の中に栄養剤が入っているので、荷物の持ち主が税関に出向くようにと指示しました。

出港前日、税関当局を訪れた彼女に対し税関職員は、医師の処方せんがないので栄養剤を持っていくことを許可することはできないという説明があり、「祖国訪問中に自分が使うもので、医師から買ったものだから当然何の問題もないと認識している」と主張したものの、結局この薬を持参することを断念して指示どおり新潟税関当局に託しました。

しかしながら出港当日、新潟税関職員は、栄養剤 60 パック中、自らが使うようにと 5 パックだけは携行しても構わないと彼女に戻し、残りの 55 パックは税関職員から託された新潟出張所職員が彼女の自宅に送り届けました。結果的に新潟税関当局も、人道上の配慮をして彼女が栄養剤を持っていくことを許可したのです。

彼女の栄養剤購入と祖国訪問の経緯をみると、そこには公安当局がというような彼女が医師を「教唆」したという事実は一切存在しません。

「教唆」とは、他人をそそのかして犯罪を実行する決意を生じさせることを意味しますが、

もっぱら故意による場合を想定しています。

彼女が医師をそそのかそうとするような人物であるわけがなく、本人も「とんでもない」と明確に否定しています。

## 2．常軌を逸した公安当局の強制捜索

公安当局は、「薬事法違反」を口実に同胞女性の自宅とその同胞女性に薬を渡したとされる日本人医師の医院ならびにその自宅、そして朝鮮総連東京都本部と渋谷・世田谷支部ならびに祖国訪問新潟出張所、新潟の運送業者の事務所、計7カ所だけでなく、12月3日には朝鮮総連東京都本部職員と東京都青年商工会職員の個人宅に対する強制捜索を行ないました。

公安当局は、同胞女性宅を捜査員10余人で9時間におよぶ捜索を行なったのをはじめ、総連渋谷・世田谷支部事務所(世田谷区)を18人の捜査員を動員し、約5時間におよぶ捜索を行ないました。

祖国訪問新潟出張所では、職員が不在のためすぐ戻るのを待ってほしいという関係職員の制止を無視し、捜査員と機動隊80余人を動員して事務所や倉庫などの鍵を無理やりこじ開けて約7時間もかけて捜索を行ないました。

一方、総連東京都本部に対しては、100人を超す機動隊と50人におよぶ捜査員を動員し、不当捜索に反対する総連職員と同胞らを排除し、会館を封鎖した上で、4時間にわたる強制捜索を強行しました。

公安当局の事前リークによって強制捜索の当日、総連東京都本部会館付近には早朝から40人以上のマスコミ関係者が集まり、このような中、公安当局は、会館に押し入り、容疑とは無関係の東京朝鮮歌舞団など、傘下団体の事務室に責任者の承諾も無いまま踏み込み、ロッカーなどすべてをひっくり返し強引な捜索を行ないました。

抗議に駆けつけた在日朝鮮人女性が全治2週間以上のケガを負ったことなどをみても、警察力を武器にいかに強圧的に捜索がなされたかを知ることができます。ケガを負ったその女性は事件の翌日、所管の富坂警察署に被害届けを提出しましたが、「不受理」という対応でそれすら受け取りませんでした。

12月3日日曜日早朝には、またもや90余人の警察官が総連東京都本部職員宅と東京都青年商工会職員宅に対する強制捜索を行ないました。

その際、数十人の警察官が玄関口を封鎖して立会いを求めた弁護士の要求を拒絶したばかりか、弁護士と連絡を取ろうとした当の青年商工会職員に対して外部との連絡を一切遮断し、当人の持ち物を無差別的に、中身の確認もせず押収していきました。

「押収品目録」を交付するに際しても具体的な品目の記載でなく、ただ単に「ダンボール一箱」として押収するという有様でした。

## 3．今回の強制捜索の不当性

### 朝鮮総連東京都本部などは「薬事法違反容疑」とはまったく無関係

今回の容疑と総連東京都本部、渋谷・世田谷支部、祖国訪問新潟出張所などは、何の関係

もありません。

30年以上にわたり総聯は、共和国を訪問する在日同胞や日本人の各種申請手続きや手荷物の発送、入国書類の作成にいたるまで各地の本部・支部が窓口になって手助けをしています。

このような奉仕活動をさらに充実させるため、今日では各本部・支部に「同胞生活相談総合センター」を設立して同胞の生活と権利を守るため様々な活動を強化しており、同胞や日本の人々からも多くの支持を受けています。

このような総聯の活動を「薬事法違反容疑」と結びつけること自体に、公安当局の政治的意図があるのは明らかです。

そもそもこの事件における「薬事法違反容疑」とは、あくまで医薬品の購入・販売に関わることであり、同胞女性と医師間の薬の購入・譲渡に関していえば総聯機関はなんら関与していないことが、二人の供述からも明らかになっています。

また強制捜査時に公安当局が押収した品目をみても、雑誌、学校卒業生名簿、ネームプレート、名刺、封筒、CD、パソコンなど「薬事法違反容疑」とは無縁のもので、百歩譲って当該荷物の発送の際に使われた伝票が「必要」であったならば任意捜査でこと足りるはずですが。

しかも公安当局は、12月3日に行なった捜査で、「薬事法違反容疑」はもちろんのこと、共和国訪問事業にもまったくさわっていない総聯本部職員と傘下団体職員宅にまで押し入り、関連性のない個人資料を押収するという許しがたい暴挙を行っています。

判例でも「犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるとき」には、強制捜査と差押は許されないとされています。〔最高裁（三小）昭和44年3月18日決定、刑集23巻3号153頁〕

にもかかわらず、あえて強制捜査・押収におよんだこと自体、相当性がない手段、方法による処分であり、日本国憲法と刑事訴訟法に違反する不当な別件捜査、職権乱用だと断定せざるをえません。

## 真実を伝えないマスコミの一方的な報道

今回の一連の事件は去る5月、すでに新潟税関で処理された問題を半年も経った今日になって、しかもこの間、本人に対するただ一度の事情聴取もなく如何にも大罪を犯したかのように、にわかにデッチあげられた極めて不当なものです。

公安当局は、事前に今回の強制捜査をマスコミにリークし、その状況を意図的かつ大々的に報道するようにしむけ、マスコミは「科協（在日本朝鮮人科学技術協会）が医薬品持ち出しに関与した疑い」や「生物兵器に転用可能」であるとか、さらには「軍用物資調達」「大量輸出」「被曝症治療」など、まったく根拠のない情報を流布して世論をミスリードし、科協などがあたかも法を犯している団体であるかのような許しがたい報道をしています。

医薬専門家によると、嫌疑内容になっている「強力モリアミン S」点滴薬は、病院で昔からごく一般的に使われている栄養補給剤であり、この薬が生物化学兵器に転用可能であるならすべての薬が可能であって、まったくばかげた話だと言っています。

同胞女性の自宅から押収された「強力ネオミノファーゲン C」注射薬も同様で、放射能被曝であれば人体が最初にダメージを受けるだろう眼や骨髄、皮膚、甲状腺異常などに使用す

るための医薬品がまず求められるはずで、ポピュラーな肝臓治療薬であるこの薬だけをもって「被曝症」云々というのは、荒唐無稽な話とっています。

マスコミは公安当局の発表どおりに、総聯がこの「薬事法違反容疑」に組織的に関与しているかのような虚構をつくりあげ、あたかも「犯罪組織」であるかのようなイメージを内外に植えつける世論操作を行なっているとしかいいようがありません。

### 「マンギョンボン - 92」号の入港禁止を正当化・長期化させようとする不純な意図

今回の強制捜査からは、被害にあった同胞女性が「マンギョンボン - 92」号で祖国訪問したことと関連付け、同船の運航があたかも不正行為に使われているかのようにデッチ上げ、入港禁止に反対する声を抑え、入港禁止措置を正当化、長期化させようとする意図をあからさまに見ることができます。

そもそも日本政府による「マンギョンボン - 92」号の入港禁止措置は不当な決定です。この措置は、経済制裁を念頭においた準戦時法といわれる「特定船舶入港禁止法」にもとづいており、この法律に定まった要件自体が非常にあいまいで、濫用の危険性をはらんでいます。

もともと国際慣行では、国際港として指定された港への外国籍船の入出は自由とされ、航行の自由を含め原則的に認められています。

「マンギョンボン - 92」号は、人道の船、友好の船として長年、何の問題もなく運航され、マスコミでいわれているような不正行為に関わったという事実はありません。

## 4 . 不当な政治弾圧と人権侵害を中止せよ

周知のように私たちは、地域社会の一員として日本の法を遵守し、朝鮮と日本の友好親善のため一貫して努力してきました。

いうまでもなく、在日朝鮮人は植民地支配の犠牲者として日本に住むことを余儀なくされた人々とその子孫であり、朝・日平壤宣言でも在日朝鮮人の地位に関して誠実に協議することがうたわれています。歴史的経緯から見ても日本政府は過去を償い、在日朝鮮人の人権を保障すべき当然の責務を負っています。

にもかかわらず、日本政府当局は共和国に対する度重なる「制裁」措置を講じ、朝鮮総聯と在日朝鮮人に対する不当な政治的圧力と人権侵害を強めており、多くの日本国民と国際社会からとうてい理解しがたいこととして強い批判と指弾を受けています。

在日朝鮮人の人権と生活が著しく脅かされているなかで、日本で生まれ育ち 74 年間、日本社会の一員として善良に暮らしてきた同胞女性に対して行った公安当局の人権侵害、民族差別を私たちは決して許すことはできません。

また、朝鮮と日本を「近くて近い」関係にしようとして長年努力してきた朝鮮総聯に対するこのような目に余る弾圧行為は、今後の両国関係に大きな禍根を残すものです。

わたしたちは、公安当局の強制捜査に断固抗議し、朝鮮総聯と在日朝鮮人に対する不当な弾圧と人権侵害を即時中止することを強く要求します。

2006 年 12 月 7 日  
在日本朝鮮人人権協会